

非常勤職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する規程

昭和 60 年 4 月 1 日

都公委規程第 4 号

〔沿革〕 平成 21 年 9 月 都公委規程第 6 号

令和 5 年 3 月 同第 6 号改正

(目的)

第 1 条 この規程は、実施機関たる東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委嘱し、又は任命した非常勤職員及び職員の遺族に支給する公務上の災害（以下「公務災害」という。）に伴う見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 この規程において「職員」とは、公安委員会が委嘱し、又は任命した職員で、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年東京都条例第 114 号）第 2 条の規定に該当する非常勤職員をいう。

(見舞金の種類)

第 3 条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 休業見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 死亡見舞金

(休業見舞金)

第 4 条 休業見舞金は、職員が同一の公務上の負傷又は疾病（以下「同一傷病」という。）により当該同一傷病の発生の日から 5 年間に通算して 31 日（所定勤務時間の一部について勤務することができない日を除く。）以上療養のため勤務することができない場合に、当該職員に支給する。

2 休業見舞金の額は、別表第 1 に定める勤務することができない日数の各区分に応じた額とする。

(障害見舞金)

第5条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省第27号。以下「省令」という。）別表第3に定める程度の障害が存するときに、当該職員に支給する。

- 2 障害見舞金の額は、別表第2（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）が適用される事案に係る職員については、別表第3）の障害等級に応じた額とする。

(死亡見舞金)

第6条 死亡見舞金は、職員が公務上死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

- 2 死亡見舞金の額は、2,160万円（自賠法が適用される事案に係る職員については、1,620万円）とする。
- 3 死亡見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、当該遺族の一人が受ける死亡見舞金の額は、前項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次に掲げる者であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子
  - (3) 父母
  - (4) 孫
  - (5) 祖父母
  - (6) 兄弟姉妹
- 2 死亡見舞金を受けべき遺族の順位は、前項に掲げる者の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額の調整)

第8条 休業見舞金の支給を受けていた職員が、同一傷病により、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条に規定する障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなった場合において、その後も休業見舞金が支給されたときは、その支給された休業見舞金は、障害見舞金の内払いとみなす。

- 2 障害見舞金の支給を受けた職員の障害の程度に変更が生じたため、新たに省令別表第3中の他の障害等級に該当するに至った場合、又は障害見舞金を受けた職員が同一傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から程度変更前又は死亡前の障害等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。
- 3 障害のある職員が、公務上の負傷又は疾病により同一部位について障害の程度を加重した場合は、加重後の障害等級に応ずる障害見舞金の額から加重前の障害等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。

(申請手続等)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者は、所属長を経由して警視総監に申請するものとする。

- 2 休業見舞金については別表第1の勤務することができない日数の各区分の最初の日に該当する日ごとに申請するものとする。
- 3 第1項の場合において、障害見舞金を受けようとする職員が申請前に死亡した場合は、当該職員の遺族が申請することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、見舞金の申請手続等については、警視総監が行う警視庁職員の公務災害に伴う見舞金の支給の申請手続等の例による。

(事務処理)

第10条 この規程を実施するための必要な事務は、警視総監が行うものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月都公委規程第 6 号）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の非常勤職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する規程の規定は、施行日以後に公務上負傷し若しくは疾病にかかった職員又は職員の遺族に支給する見舞金について適用し、施行日前に公務上負傷し若しくは疾病にかかり若しくは通勤により負傷し若しくは疾病にかかった職員又は職員の遺族に支給する見舞金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	勤務することができない日数	支給金額
1	31 日以上 92 日未満	1 万円
2	92 日以上 183 日未満	2 万円
3	183 日以上 365 日未満	3 万円
4	365 日以上 547 日未満	6 万円
5	547 日以上 729 日未満	6 万円
6	729 日以上 911 日未満	6 万円
7	911 日以上 1093 日未満	6 万円
8	1093 日以上 1275 日未満	6 万円
9	1275 日以上 1457 日未満	6 万円
10	1457 日以上 1639 日未満	6 万円
11	1639 日以上 1821 日未満	6 万円
12	1821 日以上	6 万円

別表第 2（第 5 条関係）

障害等級	支給金額
第 1 級	2,160 万円
第 2 級	1,900 万円
第 3 級	1,660 万円
第 4 級	1,430 万円
第 5 級	1,210 万円

第6級	1,010万円
第7級	820万円
第8級	660万円
第9級	510万円
第10級	380万円
第11級	270万円
第12級	190万円
第13級	120万円
第14級	70万円

別表第3（第5条関係）

障害等級	支給金額
第1級	1,620万円
第2級	1,420万円
第3級	1,240万円
第4級	1,070万円
第5級	900万円
第6級	750万円
第7級	610万円
第8級	490万円
第9級	380万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	140万円
第13級	90万円
第14級	54万円